

# 公益財団法人山梨県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者認定、登録等に関する規程

(趣 旨)

**第 1 条** この規程は、公益財団法人山梨県下水道公社（以下「公社」という。）が行う下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の認定、登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第 2 条** この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 排水設備工事 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号、以下「法」という。）第 10 条第 1 項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）の工事（新設、増設、改築及び撤去の各工事を含む。）をいう。

(2) 責任技術者 公社の理事長（以下「理事長」という。）がこの規程に基づき、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に関して技能を有する者として認め、登録した者をいう。

(3) 市町村 法に定める下水道事業を実施する市町村をいう。

(責任技術者の認定と登録)

**第 3 条** 理事長は、責任技術者についての認定を行い、認定を受けた者を登録するものとする。

(責任技術者の資格)

**第 4 条** 前条の規定に基づき登録を受けた者は、市町村において排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に関して技能を有する者となる資格を有する。

(認定試験の実施)

**第 5 条** 理事長は、責任技術者としての技能を認定するため、下水道排水設備工事責任技術者認定試験（以下「試験」という。）を行うものとする。

2 理事長は、試験を受けようとする者の知識の向上を目的とした講習会（以下「試験講習」という。）を開催できるものとする。

(試験の実施期日)

**第 6 条** 試験は、原則として毎年 1 回、理事長が定める日に実施するものとする。

(受験資格)

**第 7 条** 試験を受けること（以下「受験」という。）ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者

(2) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修了して卒業

した者

- (3) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者
  - (4) 前各号に定める学校において土木工学科若しくは土木科又はこれに相当する課程以外の課程を修めて卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計又は施工（監理を含む。）に関し、1年以上の実務経験を有する者
  - (5) 排水設備工事等の設計又は施工（監理を含む。）に関し、2年以上の実務経験を有する者
  - (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして別に定める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、受験することができない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 不法行為又は不正行為等によって責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者
  - (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、理事長が受験を不相当と認めた者
- （受験申込み）

**第 8 条** 受験しようとする者は、理事長の指定する期間内に、別に定めるところにより申請しなければならないものとする。

（責任技術者認定、登録等委員会）

**第 9 条** 理事長は、試験等の実施、合否の判定及び責任技術者の認定、登録を円滑に行うため、責任技術者認定、登録等委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、委員長及び委員で組織する。

3 委員長は、公社理事長とし、委員は、山梨県及び市町村の職員のうちから、理事長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

（試験の合否の判定及び合格の通知）

**第 10 条** 理事長は、委員会からの合否の判定を受け、合格者には合格の通知をするものとする。

（試験の合格の取消し）

**第 11 条** 理事長は、試験の合格者が次の各号の一に該当することが判明したときは、試験の合格を速やかに取り消さなければならない。

(1) 受験資格がないことが判明したとき

(2) 不正行為等により試験に合格したことが判明したとき

（登録）

**第 12 条** 試験の合格者は、責任技術者としての登録を申請することができる。

2 前項の申請は、理事長が指定する期日までに、別に定めるところにより行うこととし、当該期日までに登録を受けないときはその資格を失う。ただし、理事長が特別な理由があると認めた者については、この限りでない。

3 責任技術者としての登録の有効期限（以下「登録期間」という。）は、登録の日から5年を経過して、最初に到来する3月31日までとする。

（責任技術者証）

**第13条** 理事長は、前条及び第17条の申請があったときは、責任技術者として登録を行い、下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）を交付するものとする。

2 責任技術者は、排水設備工事に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市町村の職員及び当該業務の発注者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、氏名及び住所に異動（住居表示の変更を含む。ただし市町村合併による場合を除く。）があったときは、直ちに別に定める様式の異動届に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、理事長に提出しなければならない。

4 責任技術者は、責任技術者証をき損又は紛失したときは、直ちに別に定める様式の再交付申請書を理事長に提出し、再交付を受けなければならない。

5 責任技術者は、第18条の規定により登録を抹消又は登録の効力を一時停止されたときは、責任技術者証を遅滞なく理事長に返納しなければならない。

（責任技術者の責務）

**第14条** 責任技術者は、市町村が定める下水道に関する条例、規則等（以下「下水道条例等」という。）に従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

（登録の更新及び更新講習）

**第15条** 責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、期間満了日までにあらかじめ登録の更新（以下「登録更新」という。）を受けなければならない。ただし、理事長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

2 理事長は、前項の登録更新を行うにあたり、責任技術者の技能の維持及び最新技術の修得等を目的とする下水道排水設備工事責任技術者登録更新講習（以下「更新講習」という。）を実施するものとする。

3 登録更新を受けようとする責任技術者は、前項の更新講習を受けなければならない。ただし、理事長が特別な理由があると認めたときは、理事長が別に指定する更新講習に相当する講習を受けなければならないものとする。

（更新講習の回数及び実施時期）

**第16条** 更新講習は、原則として毎年1回、理事長が定める日に実施するものとする。

（登録更新の方式及び登録期限）

**第17条** 登録更新の方式及び登録期間は、登録に関する第12条の規定を準用する。

ただし、「試験の合格者」は「更新講習の修了者」と読み替えるものとする。

（登録の取消し又は一時停止）

**第18条** 理事長は、責任技術者が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消し又は

期間を定めて登録の効力を停止することができる。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 下水道条例等又はこの規程に違反した者
- (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなった者
- (4) 責任技術者の資格の取得及び業務に関し、不正行為又は不法行為があるなど、理事長が責任技術者として不適当と認めたとき

2 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通ができない状態となったときは理事長にその旨を届け出るものとする。

(手 数 料)

**第 19 条** 理事長は、次の各号の一に該当する者につき、別表に定める手数料を徴収するものとする。

- (1) 試験講習及び更新講習を受けようとする者
- (2) 試験を受けようとする者
- (3) 責任技術者についての登録を受けようとする者
- (4) 責任技術者についての登録更新を受けようとする者
- (5) 責任技術者証の再交付を受けようとする者

(公 示)

**第 20 条** 理事長は、試験、試験講習及び更新講習の実施にあたっては、あらかじめ、全ての市町村を通じて公示するものとする。

(委 任)

**第 21 条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成 4 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 8 年 1 月 2 4 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 9 年 4 月 2 4 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 9 年 4 月 2 4 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 1 5 年 2 月 2 8 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 1 5 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

**附 則**

この規程は、公益財団法人山梨県下水道公社の設立の登記の日から施行する。

**附 則**

1 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、既に公社が実施した試験に合格し、責任技術者として登録されている者については、その登録資格の有効期間内に限り、この規程による責任技術者とみなすものとする。

**附 則**

この規程は、平成31年 4月10日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

別表（第19条関係）

区 分	手数料の名称	金 額
試験講習及び更新講習を受けようとする者	受講手数料	3,000円
試験を受けようとする者	受験手数料	5,000円
責任技術者についての登録を受けようとする者	登録手数料	3,000円
責任技術者についての登録更新を受けようとする者	登録更新手数料	3,000円
責任技術者証の再交付を受けようとする者	再交付手数料	3,000円